

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護、社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大している。さらに、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっているため、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況の中、国においては社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成30（2018）年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。よって政府に以下の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子供・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、平成27（2015）年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」などについては、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、経常的に必要な経費に振りかえること。

6 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要を把握し，段階補正の強化などの対策を講じること。また財政調整基金残高の増加を踏まえての地方交付税削減を行わないこと。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)